徳島県個人情報保護条例の 改正に関する答申

平成17年1月 徳島県個人情報保護審査会

答申にあたって

徳島県個人情報保護審査会は平成16年5月28日、知事から「現行条例の見直しに関する事項その他制度に関し必要な事項」の諮問を受けたあと、幅広い観点から審議してまいりました。特に、国の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」が平成17年4月に全面施行されるなどの社会情勢の変化と、徳島県公安委員会及び警察本部長が個人情報保護条例の実施機関入りするにあたっての対応について重点的に論議を重ねてきたところであります。そして、平成16年8月には「中間まとめ」として整理し、県が実施したパブリックコメントの結果をも踏まえ、計9回にわたる審議を経て、ここに答申としてまとめました。

今回の答申でもっとも尊重していただきたいのは、警察組織が実施機関となることに伴って必要となる条例改正項目であります。膨大な個人情報を扱う機関であるだけに、人権の基盤となる個人情報を保護する重要性を認識しなければならないのは当然であります。そのために当審査会としましては、かねてから警察組織も早い時期に実施機関となるよう要望してまいりました。しかし反面、国民・県民の安全を守ることを重要な責務とする警察組織に対して、その責務遂行に重大な支障が生じるような制約を課すことも避けなければなりません。そうした両面性を現実的な観点をも加えて調整してまとめ、答申といたしました。

県においては、こうした趣旨を十分に踏まえ、個人情報保護制度の一層の充 実を図られることを期待します。

平成17年1月12日

德島県個人情報保護審査会会 長藤岡幹恭

目 次

第1	実施機関の範囲	1
第2	個人情報の定義	3
第3	個人情報取扱事務登録制度	4
第4	収集の制限	6
第5	利用及び提供の制限	9
第6	オンライン結合による提供の制限	11
第7	委託等に伴う措置	13
第8	開示請求	14
第9	適用除外	16
第 10	事業者が取り扱う個人情報の保護	17
第 11	罰則等	19
参考	徳島県個人情報保護審査会委員名簿及び審議経過	20

第1 実施機関の範囲(第2条第1号)

個人情報の保護の必要性は、県の各機関によって異なるものではなく、 県のすべての機関が、この制度の実施機関となることが要請される。

しかし、公安委員会及び警察本部長を実施機関とするにあたっては、 犯罪捜査等に代表される警察業務の特殊性や全国的な斉一性に配慮し、 警察の責務の遂行に支障が生じることがないよう、一定の例外的な取扱 いをする必要がある。

現行条例における実施機関は、知事、教育委員会、選挙管理委員会、 人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員 会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び病院事業管理者であ り、議会、公安委員会及び警察本部長は実施機関となっていない。

公安委員会及び警察本部長(以下「県警等」という。)は、膨大な個人情報を取り扱っており、個人情報の適切な保護の必要性は県の他の機関と異なるものではない。平成15年5月に制定された「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(以下「行政機関法」という。)では、国家公安委員会、警察庁を含むすべての国の行政機関を対象としている。本県においても、県警等も早急に実施機関に加えることが要請される。

しかしながら、警察の責務は、「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ること」(警察法第2条第1項)であり、収集・保有する個人情報の多くは、秘匿性が求められること等の特殊性がある。さらに、犯罪の広域化、国際化などに対応するために、警察庁を含む全国の警察が相互に密接な連携を図りながら、共同で事案を処理する場合もあり、全国的な斉一性も必要である。

このことから、県警等を実施機関とするにあたっては、警察の責務の遂行に支障が生じることがないよう、一定の例外的な取扱いをする必要があると考える。しかし、一方で個人情報の適正な取扱いを確保し、個人の権利利益を保護することを目的とした条例の趣旨から、例外的な取扱いの範囲については、できる限り限定的かつ明確なものとすることが必要である。

具体的には、次の事項について、警察事務の特性に配慮した例外を 認めることが適当である。

ア 個人情報取扱事務の登録及び閲覧(条例第5条)

- イ 収集の制限(条例第6条)
- ウ 利用及び提供の制限(条例第7条)
- エ オンライン結合による提供の制限(第8条)

なお、提供先に対する措置要求(第9条)適正管理(第10条)職員の義務(第11条)委託に伴う措置(第12条)等の個人情報保護のための諸規定は、県警等を実施機関とする場合にも適用されるべきものである。

また、施行期日については、制度の円滑な運用が図られるよう、職員に対する制度の周知・教養、登録簿の作成、事務の手引きの作成などの準備期間が必要であることから、相当の期間を設けることが必要であるが、できる限り早い時期とすることが適当である。

議会については、執行機関から独立した議決機関であるため、実施機関となるかどうかの決定は、議会の自主的な判断にゆだねるべきであるが、できるだけ早く実施機関に参加されるよう要望する。

第2 個人情報の定義(第2条第2号)

個人情報の定義において、死者の個人情報を除外することは適当でなく、現行のとおり、死者の個人情報も含まれるものとすることが適当である。また、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報については、引き続き個人情報から除外することが適当である。

現行条例では、個人情報の定義を「個人に関する情報」としており、 死者の個人情報を除外していないが、行政機関法では「生存する個人 に関する情報」と定義している。

実施機関は、死者に関する情報を収集・保有し、利用・提供する場合がある。個人情報保護制度は個人の権利利益を保護することを目的とした制度であるため、開示請求権等の権利を行使できるのは生存する個人に限られるという考え方もあるが、死者の名誉を傷つけたり、遺族等の権利利益を侵害することのないよう、死者の個人情報についても適正な取扱いが確保される必要があることから、「個人情報」に含めて保護の対象とし、現行規定を存続させることが適当である。

また、現行条例では、「法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報」を個人情報の定義から除外しているが、行政機関法では除外していない。

事業を営む個人の当該事業に関する情報は、個人としての情報と事業としての情報との区分が難しく、また、個人の私生活にも密接に関わっているものであるので、「個人情報」に含めて保護の対象とすべきであるが、法人その他の団体の役員に関する情報は、法人その他の団体の情報の一部であると考えられるため、「個人情報」に含めず、現行規定を存続させることが適当である。

第3 個人情報取扱事務登録制度(第5条)

実施機関が取り扱う個人情報の存在を広く知らせるとともに、実施機関における個人情報の収集、利用・提供等の状況を明らかにするため、「個人情報取扱事務」を単位とした現行の個人情報取扱事務登録制度をあえて変更する必要性は認められない。

なお、県警等が実施機関となるときは、行政機関法との整合性を考慮 し、一定の例外的な取扱いをすることが適当である。

1 現行規定の見直しについて

現行条例では、実施機関が個人情報を取り扱う事務について、事務の名称、事務の目的、個人情報の対象者の範囲、記録項目、収集先等を明らかにするため、「事務単位」で登録簿を作成し、一般の閲覧に供している。

一方、行政機関法では、行政機関が保有する個人情報を含む情報の集合物であって、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものや、氏名、生年月日、その他の記述等により容易に検索することができるように体系的に構成したものを「個人情報ファイル」と定義した上で、「個人情報ファイル」を単位として個人情報ファイル簿を作成し、公表することとしている。

個人情報ファイル簿は個人情報ファイルのみを対象としており、体系的に構成されていない個人情報や個人情報の数が一定規模に満たない個人情報ファイルは対象とならない。これに対し、事務単位の登録簿は、個人情報ファイルのほかに、公文書に散在するものも含めてすべての個人情報を対象とすることができる。また、個人情報ファイル簿は一定の事務の中で個人情報がどのように取り扱われているのか、必ずしも明確でない。

県民に対して実施機関が保有する個人情報の内容及び取扱い状況等を明らかにし、開示、訂正及び利用停止等の請求を行うためには、検索しやすく、わかりやすい、現行の事務単位の登録制度をあえて変更する必要性は認められない。

2 県警等が実施機関となるときの例外的な取扱いについて

第5条は、県民に対して実施機関が取り扱う個人情報の内容を明らかにし、実施機関に対し自己情報の開示、訂正及び利用停止等が請求できるよう、事務の名称、所管する組織、事務の目的、個人情報の対

象者の範囲、記録項目、収集先等を登録し一般の閲覧に供することが 規定されている。

しかしながら、県警等の所掌するすべての事務について第5条の規定をそのまま適用すれば、個人情報の収集、利用、提供等の状況が明らかになり、犯罪捜査等の秘匿性の高い業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じる。このため、行政機関法との整合性を考慮して一定の例外的な取扱いをすることが適当である。

したがって、「国の安全その他の国の重大な利益に関する事務」及び「犯罪の捜査及び公訴の維持に関する事務」については、第5条の適用除外とすることが適当である。

また、犯罪捜査等以外の事務であっても、記録項目、収集先、提供 先等の事項の一部若しくは全部を登録簿に登録すること又は登録簿を 作成することにより、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすお それがある場合は、その記録項目等の一部若しくは全部を登録簿に登 録しないこと又は登録簿を作成しないことができる規定を設けること が適当である。ただし、この場合の事務の範囲については、「第4 収 集の制限」の2の で述べる「犯罪の予防、捜査等公共の安全と秩序 の維持に関する事務」の範囲内とするべきである。

第4 収集の制限(第6条)

実施機関が個人情報を収集する場合、事務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ適正な方法により収集することを基本とし、本人以外からの収集制限及び思想、信条、信教等に関する個人情報(センシティブ情報)の収集制限を規定した、現行規定は存続させる必要がある。

なお、県警等が実施機関となるときは、本人以外からの収集及びセンシティブ情報の収集に関し、一定の例外的な取扱いをすることが適当である。

1 現行規定の見直しについて

現行条例は、実施機関が事務の目的の達成のために必要な範囲を超えた個人情報の収集を制限し、適法かつ適正な方法により収集することを義務付けている。また、本人から収集することを原則とし、本人収集の例外規定として次のように規定している。

- ア本人の同意があるとき。
- イ 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定に基づくとき。
- ウ 出版、報道等により公にされているとき。
- エ 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ない と認められるとき。
- オ 他の実施機関から提供を受けるとき。
- カ 当審査会の意見を聴いた上で、本人から収集したのでは個人情報 取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難に するおそれがあると実施機関が認めるとき。

さらにセンシティブ情報の収集を原則禁止とし、制限の例外規定と して次のように規定している。

- ア 法令等の規定に基づくとき。
- イ 当審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要かつ欠くことができないと実施機関が認めるとき。
- 一方、行政機関法では、個人情報の収集段階で、現行条例のような 制限の規定が設けられていない。

個人の人格尊重の理念にのっとり、個人の権利利益を保護することがこの条例の目的であり、個人情報取扱事務の最初の段階である収集時に制限を設けることは必要である。特に自己の情報の保有先、情報の内容、収集の目的を本人が把握できるよう、本人収集の原則は優れ

た手段であり、現行規定を存続させることは必要である。

2 県警等が実施機関となるときの例外的な取扱いについて

個人情報の収集は、個人情報取扱いの最初の段階であり、この段階で違法又は不正な手段で個人情報が収集されることがないよう、現行条例では、実施機関が個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ適正な方法により収集すること(第1項)原則として本人から収集すること(第2項)思想、信条、信教、病歴等のセンシティブ情報は原則として収集しないこと(第3項)が規定されている。

県警等を実施機関に加えた場合であっても、条例の目的である個人の権利利益の保護を図るため、「あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ適正な方法により収集しなければならない」とする第1項の規定は適用されるべきである。

第2項は、個人情報を収集するときは、原則として本人から収集しなければならないことを定めている。ただし、すべての個人情報を本人から収集することとなると事務の目的の達成に支障が生じたり、円滑な実施が困難になる場合や本人以外の者から収集することに相当な理由がある場合について本人収集の原則の例外としているところであり、現行条例には、本人の同意があるときや法令等の規定に基づくときなど第1号から第6号までの例外規定が設けられている。

県警等は、犯罪捜査等に代表される特殊な事務を所掌しており、「個人情報を収集するときは、原則として本人から収集しなければならない」とする第2項の規定をそのまま適用すれば、警察の責務の遂行に支障を及ぼすおそれが生じるため、一定の例外的な取扱いをする必要がある。しかし、一方で、情報公開請求事務、運転免許証の発給事務、各種の許認可事務等、他の実施機関が行う事務と類似し、かつ内容的に同質な性格を有する事務(以下「一般行政事務」という。)も所掌しており、これら一般行政事務については現行条例の規定がそのまま適用されるべきである。

犯罪捜査等の秘匿性の高いもの等、特殊な事務については、業務の性格上、本人以外から個人情報を収集することも多く、あらかじめ類型的に整理することは困難であると考えられるため、次のような事務を行う場合にあっては、新たに例外的な取扱いをすることもやむを得ないと考える。

- ア 犯罪の捜査(捜査機関が犯人を発見し、身柄を確保し、また証拠 を収集し、保全する活動)に関する事務
- イ 犯罪の鎮圧(犯罪がまさに発生しようとするのを未然に防止した リ、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息 させる活動)に関する事務
- ウ 各種事犯等の取締り(交通の取締り、風俗関係事犯・薬物事犯・ 銃砲刀剣類等の取締りなど、特別法に規定する事務の管理及び取締 り等に関する活動)に関する事務
- エ 個人の生命、身体又は財産の保護(酩酊者・家出人・迷子その他 応急の救護を要する者の保護、犯罪被害者対策、遺失物の発見管理 など個人の権利等を保護するための活動)に関する事務
- オ 犯罪の予防(刑事犯、行政犯を問わず、犯罪の発生を未然に防止する活動)に関する事務
- カ 上記に例示されたものの他公共の安全と秩序の維持(犯罪・事故 その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関する事務など法令が 遵守され、社会の安全が保たれるようにする活動)に関する事務 アから力までの事務を以下答申中において、「犯罪の予防、捜査等 公共の安全と秩序の維持に関する事務」と表現する。

第3項は、思想、信条、信教等に関する個人情報(センシティブ情報)は、原則として収集してはならないことを定めている。ただし、これらの情報を収集しなければ事務の目的を達成することができない場合があるため、法令等の規定に基づくとき、又は当審査会の意見を聴いた上で、事務の目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと認めるときについては、例外としているところである。

県警等においても、 の場合と同様に一般行政事務については現行 条例の規定がそのまま適用されるべきであるが、犯罪の予防、捜査等 公共の安全と秩序の維持に関する事務を行う場合にあっては、新たに 例外的な取扱いをすることが適当である。

第5 利用及び提供の制限(第7条)

実施機関が事務の目的を超えて個人情報を当該実施機関の内部で利用 (目的外利用)すること及び当該実施機関以外のものに提供(目的外提供)することを原則禁止とし、目的外利用・提供ができる場合を最小限 にとどめることとした、現行規定を維持することが適当である。

なお、県警等が実施機関となるときは、警察事務の特性に配慮し、一 定の例外的な取扱いをすることが適当である。

1 現行規定の見直しについて

現行条例は、実施機関が保有する個人情報を事務の目的の範囲内で利用・提供することを義務付けている。ただし、個人の負担軽減など本人の利益になる場合や効率的な事務の遂行のために、目的外利用・提供できる例外規定として次のように規定している。

- ア本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- イ 法令等の規定に基づくとき。
- ウ 出版、報道等により公にされているとき。
- エ 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ない と認められるとき。
- オ 当審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由が あると実施機関が認めるとき。
- 一方、行政機関法でも目的外利用・提供を原則禁止し例外規定を設けているが、大きな違いは、例外的な取扱いについて第三者機関の意見を聴くという仕組みになっていないことであり、現行条例にない例外規定として次のように規定している。
- ア 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、利用することに相当な理由のあるとき。
- イ 他の行政機関、地方公共団体等に保有個人情報を提供する場合であって、提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、利用することに相当な理由のあるとき。
- ウ 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、保有個人情報を提供することに特別の理由のあるとき。

当審査会の過去の答申を明文化し、行政機関法に準じた例外規定の

整備を行うことも考えられるが、現時点で当審査会の意見を聴く必要のある事例が、事務の遂行に支障が生じるほど多いとは考えられず、現行規定を存続することが適当である。

2 県警等が実施機関となるときの例外的な取扱いについて

第7条は、実施機関が収集した個人情報を、本来の収集目的の範囲を超えて、実施機関の内部で利用したり、実施機関以外のものに提供したりすることを原則として禁止することを定めている。ただし、本来の収集目的以外の利用・提供を全く認めないとした場合、事務の執行が非効率となることが考えられるため、本人の同意があるとき、法令等の規定に基づくとき等、第1号から第5号までの例外規定が設けられているところである。

警察は、その責務を遂行するために日常的に、警察内部の情報を相互に利用している。また、警察法には、犯罪の広域化、国際化などに対応するため、国家公安委員会と都道府県公安委員会との緊密な連絡の保持、都道府県警察の相互協力義務等、広域協力体制が規定されているところである。また、犯罪捜査等の事務の遂行にあたり、警察組織以外のものと相互利用する場合も考えられることから、県警等を実施機関とするにあたり、現行条例の規定及び行政機関法の規定について検討した結果、次の場合については新たに例外的な取扱いをすることが適当であると考える。

- ア 県警等がその所掌事務の遂行に必要な限度で個人情報を内部で利用する場合、又は警察庁若しくは他の都道府県警察がその所掌事務の遂行に必要な限度で県警等が提供する個人情報を利用する場合において、その利用することについて相当な理由があるとき。
- イ 実施機関が、他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共 団体、地方独立行政法人などの公的機関へ個人情報を提供する場合 において、提供を受ける者が行う犯罪の予防、捜査等公共の安全と 秩序の維持に関する事務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報 を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由 のあるとき。
- ウ 県警等が、犯罪の予防、捜査等公共の安全と秩序の維持に関する 事務の遂行を目的として公的機関以外のものへ個人情報を提供する 場合において、提供することについて特別の理由のあるとき。

第6 オンライン結合による提供の制限(第8条)

実施機関が通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合(オンライン結合)による、実施機関以外のものへの個人情報の提供を原則禁止とし、例外として提供ができる場合を、法令等の規定に基づくとき、又はあらかじめ当審査会の意見を聴かなければならないとした、現行規定を維持することが適当である。

なお、県警等が実施機関となるときは、一定の例外的な取扱いをする ことが適当である。

1 現行規定の見直しについて

現行条例では、法令等の規定に基づくときを除き、オンライン結合による、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならないとしている。また、例外として、あらかじめ当審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益が侵害されないよう必要な措置が講じられていると認められるときに限り、提供することができるとしている。

一方、IT化の進展が進む中、一律にオンライン結合を禁止することは時代に逆行しており、一律に禁止するのではなく、目的外利用・提供を厳格に制限したり、提供を受ける側における保護措置の状況などを個別に検討した上でオンライン結合の可否を決定するべきであるという考え方から、行政機関法には、オンライン結合による提供の制限についての規定が設けられていない。

高度情報通信社会の進展の中、ネットワークを通じた行政サービスの向上や事務処理の効率化のため、オンライン結合により情報を共有する場合が増えてくると思われるが、オンラインによる提供は、大量の情報を瞬時に送ることができるという利便性がある反面、不正アクセス、情報の漏えいなどによる個人の権利利益を侵害するおそれも高まってきている。また、情報が漏えいした場合の被害は甚大であり、オンライン結合による提供は、慎重にならざるを得ない。

よって、公益上の必要があり、個人の権利利益が侵害されないよう必要な保護措置が講じられている場合であって、あらかじめ当審査会の意見を聴いた上でオンライン結合による提供ができるとした、現行規定を維持することが適当である。

2 県警等が実施機関となるときの例外的な取扱いについて

第8条は、オンライン結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供を原則として禁止することを定めている。ただし、法令等の規定に基づくとき、又は当審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益が侵害されないよう必要な措置が講じられていると認められるときに限り、提供が認められているところである。

警察においては、犯罪の広域化、国際化などに対応するため、すでに警察庁及び都道府県警察間で通信回線によるネットワークが構築されており、情報の共有化、事務の効率化が図られているところである。また、現行システムは警察独自の回線による安全性の確保されたものであり、適切な保護措置が講じられており、公益性も高いことから、県警等が、警察の責務の遂行を目的として、警察庁及び他の都道府県警察に提供するときは、新たに例外的な取扱いをすることが適当である。

第7 委託等に伴う措置(第12条)

現行条例は、実施機関から個人情報取扱事務の全部又は一部の委託を受けたものに対し、個人情報の保護のために必要な措置を講じる義務を規定しているが、公の施設の指定管理者についても同様の責務を定めることが適当である。

現行条例では、実施機関が個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託するときは、委託契約において、委託を受けたもの(受託者)が講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにする義務、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止等、受託者が必要な措置を講ずる義務、また、受託業者(又は受託業者であった者)が業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを規定している。

公の施設の管理については、現在、地方自治法第244条の2第3項の規定により、県が2分の1以上出資している法人等に委託しており、現行条例も受託者の義務を課しているところであるが、平成15年の地方自治法の改正により、公の施設の管理については条例の定めるところにより、民間事業者を含む法人その他の団体を指定し、公の施設の管理を行わせることができる「指定管理者制度」が導入されたところである。

このため、指定管理者についても、委託の場合と同様に、取り扱う個人情報の安全確保等の措置を講ずる義務を条例において明確にすることが適当である。

第8 開示請求(第13条、第16条)

現行条例に規定する非開示情報について、次のように整理した。

「開示請求者以外の個人に関する情報」については、現行のプライバシー型の規定を維持する必要がある。

「開示しないことを条件とする任意提供情報」については、あえて条例に規定する必要性は認められない。

「個人の評価等に関する情報」については、現行規定を存続させることが適当である。

「犯罪の予防等に関する情報」については、行政機関法及び情報 公開条例との整合性を図ることが適当である。

「警察職員の氏名」については、職務の特殊性を勘案し、一定の 配慮を行うことが適当である。

なお、県職員の情報については、引き続き開示請求の対象としないことが適当である。

現行条例に規定する非開示情報を、行政機関法に規定する不開示情報及び徳島県情報公開条例(以下「情報公開条例」という。)に規定する非公開情報と比較検討した結果、本人から開示請求があった場合には、本人に対してすべて開示することが原則であり、非開示情報は必要最小限にとどめるべきであるという考え方のもとに、次のとおり整理した。

「開示請求者以外の個人に関する情報」については、現行条例は「開示することにより、開示請求者以外の正当な利益を害すると認められるもの」について非開示としており、いわゆる「プライバシー型」の規定になっている。行政機関法及び情報公開条例は、特定の個人が識別されうる情報について非開示としており、ただし書において、法令又は慣行として開示請求者が知ることができる情報、公務員等の職務遂行に係る情報については開示できる規定を設けている。情報公開制度は請求者の個別事情を考慮しない一般的な制度であるが、個人情報の開示制度は本人に関する情報を本人に開示する制度であるため、個人が識別されるか否かによって形式的に開示・非開示を判断すべきでなく、現行の規定を維持する必要がある。

「開示しないことを条件とする任意提供情報」については、行政機関法及び情報公開条例に規定されているが、現行条例にはそのような規定が設けられていない。開示しないという条件を付することが当該

情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものについては、開示請求者以外の個人又は法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するかどうかの解釈の問題として処理できるため、あえて規定する必要はないものと考える。

「個人の評価等に関する情報」については、行政機関法及び情報公開条例にはない規定であるが、指導、診断、評価、選考等を行った人の立場を保護する必要があること、開示することで指導等の過程やそれらの基準を知らせることになり、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合が考えられることから非開示としたものであり、現行規定を存続させることが適当である。

「犯罪の予防等に関する情報」については、行政機関法及び情報公開条例との整合性を図り、刑事法の執行を中心としたものに限定した上で、開示することにより支障を及ぼすおそれがあるかどうかの認定に、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性が認められる。このため、実施機関の第一次的な判断を尊重するよう、「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は非開示とすることが必要である。

「警察職員の氏名」については、その職務の特殊性を勘案し、開示することにより当該職員又はその家族などに不利益を与えたり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるような場合は、一定の配慮を行うことが適当である。

県職員の情報については、使用者としての県と被使用者としての職員との関係に基づく県職員又は県職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等の内部管理のために保有する情報であって、県が行政活動を行うために保有する県民等の個人情報とは性格が異なるものである。引き続き開示請求の対象としないことが適当である。

第9 適用除外(第44条)

行政機関法の開示、訂正及び利用停止に関する規定を適用しないこととされている次の個人情報については、国の制度との整合性を図るため、 適用除外とすることが適当である。

刑の執行等に関する個人情報 訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報

行政機関法第45条第1項は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報(いわゆる犯歴情報)については、開示等の対象とすることで前科のチェックのために利用されるなど本人の不利益になるおそれがあることから、同法第4章(開示、訂正及び利用停止)の規定は適用しないと規定されている。

また、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第13条において刑事訴訟法の一部が改正され、改正後の同法第53条の2第2項には、訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、独自の完結した開示制度等が整備されていることから、行政機関法第4章(開示、訂正及び利用停止)の規定は適用しないと規定されている。

したがって、これらの個人情報については、国の制度との整合性を 図るため、適用除外とすることが適当である。

第10 事業者が取り扱う個人情報の保護(第45条~第47条)

現行条例は、事業者が個人情報の保護の重要性を認識し、事業者が個人情報を適正に取り扱うべき一般的な責務を規定しており、県は、事業者が個人情報の保護に関し必要な措置を自主的に講ずるよう指導・助言等を行うこととしている。

これらの規定は存続させるべきであるが、基本法第50条第1項において個人情報取扱事業者の義務等の規定の適用除外とされる者及び目的については、法の趣旨にかんがみ、調査、勧告及び公表といった行政の関与の規定について適用除外とすることが適当である。

また、基本法第35条の趣旨を踏まえ、事業者が同法第50条第1項 各号に掲げる者に対して個人情報を提供する行為については、調査、勧 告及び公表といった権限を行使しないことが適当である。

なお、「事業者の個人情報の適正な取扱いに関する指針」については 基本法の内容にあわせて見直しをすることが適当である。

個人情報の保護に関する法律(以下「基本法」という。)は、「個人情報取扱事業者」(個人情報データベース等を事業の用に供している者であって、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6ヶ月以内のいずれの日においても5,000を超える者)に対し、個人情報の取扱いについて遵守すべき義務(利用目的の特定、利用目的による制限、適正な取得、正確性の確保、安全管理措置等)を規定するとともに、主務大臣による監督権限(報告の徴収、助言、勧告、命令)及び命令違反者等に対する罰則などを規定している。

現行条例は、民間事業者(以下「事業者」という。)が個人情報を 適正に取り扱うべき一般的な責務を規定しており、県は、事業者が個 人情報の保護に関し必要な措置を自主的に講ずることができるよう指 導・助言を行うこと、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている場 合に調査、勧告及び公表ができること等を規定している。また、県は、 事業者の個人情報の適正な取扱いに関する指針を作成・公表しており、 事業者の自主的な個人情報の保護措置を期待しているところである。

上記の5,000を超える個人情報を取り扱う事業者については基本法により全国一律に規制されることとなるが、5,000以下の個人情報を取り扱う事業者についても引き続き個人情報の適正な取扱いがなされるべきであり、現行規定を存続させることが適当である。

また、現行条例は、事業者にセンシティブ情報の特に慎重な取扱い を求めており、このことからも、基本法の対象となる事業者を含めす べての事業者に対して、現行規定を存続させることが必要である。

ただし、基本法第50条第1項において個人情報取扱事業者の義務等の規定の適用除外とされる者及び目的(報道・著述・学術研究・宗教活動・政治活動)については、法の趣旨にかんがみ、調査、勧告及び公表といった行政の関与の規定について適用除外とすることが適当である。

さらに、基本法第35条第1項は、主務大臣の権限を行使するにあたっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならないと規定しており、同条第2項では、同法第50条第1項各号に掲げる者(それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。)に対して個人情報を提供する行為については、主務大臣の権限を行使しないと規定している。このことから、条例においても、これらの行為については調査、勧告及び公表といった知事の権限を行使しないことが適当である。

なお、既に県が作成・公表した指針については、基本法において具体的に規定されている個人情報取扱事業者が遵守すべき義務の内容との整合性について十分検討し、見直しをすることが適当である。

第11 罰則等

実施機関が保有する個人情報の適正な取扱いを確保し、個人の権利利益の保護の徹底を担保するため、行政機関法の罰則規定に準じ、実施機関の職員、受託業務及び指定管理業務の従事者に対する罰則規定を設けることが適当である。

現行条例では、地方公務員法の適用を受けない当審査会委員の守秘 義務違反に対する罰則のみ規定しており、実施機関の職員等に対する 規定は設けていなかった。これは、地方公務員法に法令遵守義務、守 秘義務、罰則等が規定されており、条例に罰則規定を設けなくても実 効性は担保されると考えていたからである。

近年の高度情報通信社会の進展に伴い、大量の個人情報の迅速かつ 広範な利用がますます増えることが予想され、個人情報の流出、漏え い等が生じた場合の個人の権利利益の侵害に対する県民の危機意識が より一層高まっており、個人情報の適正な取扱いの確保は、これまで 以上に強く要請されている。

したがって、実施機関による個人情報の適正な取扱いの確保を図り、 個人の権利利益の保護の徹底を担保するとともに、県民からの信頼を 確保するため、行政機関法の罰則規定に準じ、実施機関の職員、職員 であった者、受託業務及び指定管理業務に従事している者、従事して いた者についての罰則規定を設けることが適当である。

(参考)行政機関法の罰則規定の概要

	主体	対象情報	行 為	量刑
	行政機関の職員又	個人の秘密に属する事	正当な理由がないの	2 年以下の懲
第	は職員であった者	項が記録された電算処	に提供したとき	役又は100万円
5 3	受託業務に従事し	理ファイル(複製又は		以下の罰金
条	ている者又は従事	加工したものを含む)		
	していた者			
第		業務に関して知り得た	不正な利益を図る目	1年以下の懲
5 4	"	保有個人情報(秘密に	的で提供又は利用(盗	役又は50万円
条		属さない情報も含む)	用) したとき	以下の罰金
第		秘密に属する事項が記	職権を濫用して、専	
5 5	行政機関の職員	録された文書、図画又	らその職務の用以外	"
条		は電磁的記録	の用に供する目的で	
			収集したとき	
第	開示決定に基づく	保有個人情報	偽りその他不正の手	10万円以下の
5 7	保有個人情報の開		段により開示を受け	過料
条	示を受けた者		たとき	

第56条 第53条から第55条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者 にも適用する。

徳島県個人情報保護審査会委員名簿

(敬称略、五十音順)

		備考
ふじぉゕ みきゃす 藤 岡 幹 恭	徳島文理大学総合政策学部長	会 長
まっま ひるし 松 尾 博	徳島県情報公開審査会会長	
真 鍋 忠 敬	弁護士	会長職務代理者
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	元徳島県立富岡西高等学校長	
やました まごり 山 下 淳	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授	

徳島県個人情報保護審査会審議経過

回	開催年月日	審議事項等
第 9 回	平成16年 5月28日	個人情報保護制度の在り方について諮問審議 国の法律と本県条例の主な相違点について 個人情報保護条例の見直しを中心とした制度の 在り方について 今後の審議の進め方について
第10回	平成16年 6月25日	職員等への罰則について 事業者の取扱いについて 個人情報の定義について 個人情報取扱事務登録制度について 収集の制限について 利用・提供の制限について 開示請求権について 外部委託等に伴う措置について
第11回	平成16年 7月 9日	非開示情報について 警察が実施機関に参加するにあたっての例外的な 取扱いについて 警察本部から意見聴取
第12回	平成 1 6 年 8 月 6 日	これまでの審議の中間まとめ(案)について
第13回	平成16年 8月16日	これまでの審議の中間まとめについて 基本法の義務規定の適用除外事業者について 両罰規定について
第14回	平成16年10月 1日	警察が実施機関に参加するにあたっての例外的な 取扱いについて 警察本部から意見聴取
第15回	平成16年11月11日	警察が実施機関に参加するにあたっての例外的な 取扱いについて
第16回	平成16年12月 3日	警察が実施機関に参加するにあたっての例外的な 取扱いについて 警察本部から意見聴取
第17回	平成17年 1月 6日	徳島県個人情報保護条例の改正に関する答申(案) について